

もだま通信

2025年11月

No. 74

後見人選任の一つの事例と課題 〈後編〉

～その2 親族後見人の課題と支援の必要性～



成年後見センターもだま

理事 伊藤 健一

2005年に社会福祉法人湖南会や家族会の有志で「成年後見センターを立ち上げる会」を発足させ、2007年にはNPO法人の認証を得て、私も初代の事務局長として微力ながら、法人としての運営基盤の確立や後見センターとしての支援業務の充実のために、行政や裁判所をはじめとして多くの人たちの協力と支援をいただき、皆さまと共に現在の「もだま」の基礎を作る事が出来ました。

現在、蛍の里の4名の方々に「もだま」が後見人として選任されています。

また、私自身が蛍の里の家族会（後見人会）に関わる中で、施設に「年金管理の適正化委員会」を設置して、家族と施設が利用者の財産を護るために適正な運用を図るとともに、後見報告書の書き方、家裁からの指示や通達への対処、利用者の財産を使用する場合の申立書、後見信託や預金へ移行する場合の条件付与申立書、後見報酬付与の申立書等の作成など情報交換や助言活動を行なってきています。

後見人の選任活動から約20年が経ちました。その間約10数名の入所者の方々の出入りはありましたが、現状の蛍の里の後見人の内訳は、親が主体の後見人／約23名、兄弟姉妹等が主体の後見人／約15名、第三者後見人／10名となっています。

後見人選任後20年も経ちますと、現状では様々な課題が顕在化してきています。

1. 親が亡くなったり高齢化による課題

- ①単独後見の場合 →①第三者後見人への移行、②親自体にも後見人選任のケースが出現
- ②複数後見の場合 →①親から兄弟姉妹への後見人実務のスムーズな移行

2. 被後見人の財産保護が家族会（後見人会）や施設でどのくらい機能できるか。

被後見人の財産を守るための、後見人に対する意識の向上や教育などの啓蒙活動これ等の課題を抱える親族後見人のバックアップが今後不可欠であり、「もだま」による支援などで、解決していく事が必要だと思っています。

また同時に現在、成年後見制度の様々な問題に対して見直しが進められていますが、これ等の課題解決のために既存の制度に則って選任された後見人に対しても、適用される事を望んでいます。

第13回 実践交流会

～地域が抱える権利擁護の課題～

9月13日(土) 13:00~17:00

かかわ国際会議場 サンポート高松



権利擁護支援ネットワーク 実践交流会in香川(9/13)に参加しました

『基調講演』

今回のテーマ「地域が抱える権利擁護の課題」の一つとして、子どもや高齢者、日常的な見守り等の支援が必要な知的障害等のある人々など、「支援が必要な消費者」の被害を未然に防止するための消費者教育に取り組まれている東京家政学院大学小野由美子さんからその実践内容についてお話を伺いました。

消費者庁では、消費者力の推進として、一つは「自身が実践する力」で ① 違和感に「気づく力（批判的思考力）」② きっぱりと「断る力」③ 一人で抱えず「相談する力」を養うこと、二つ目に「周囲をサポートする力」で、① 家族等の異変に「気づく力」② 相談を勧める等「働きかける力」そして、さらに「社会に働きかける力「参画・協働」によって、消費者被害のない「消費者市民社会の構築」を図っていく視点を持つことが大切であることを提唱しているとのことでした。

その具体的な取組として、消費者庁の消費者力教育の取組みポータルサイトの紹介がありました。学校や地域で消費者教育に役立つ教材や取組事例、情報を提供する消費者庁のウェブサイトで、消費者トラブルに役立つ教材を活用した内容や、講師も関わられた学校、特別支援学校（高等部）と連携したワークシートを会場でネットにつなぎ、使い方の説明をいただきました。子どもたちが楽しく取り組みやすいようにゲーム形式にしているのが特徴でした。

他にも、東京都消費者生活総合センターWeb教材や、消費者庁特別支援学校（高等部）向けの教材「大切な契約とお金の話」の紹介がありました。そして、地域においてもサポート体制が必要ということで、行政の取組みとしては、消費者安全確保地域協議会（滋賀県内では3市）の設置や、重層的支援体制整備事業、社協の地域権利擁護事業（日常生活自立支援事業があげられました。）

今後ますます直接人ととの契約で成り立つ消費生活ではなく、キャッシュレス化で見えないお金のやり取りが進む中で、当事者も周囲も気づきにくいトラブルが増えるのではないか、そうならないための消費者教育が必要とのお話を聞きながら、私たちが関わっている方々もどのように思っておられるのか話し合ってみたいと思いました。

第1分科会 《法人後見の組織運営、人材育成》の参加報告

3つのNPO法人からそれぞれの組織概要、職員体制、活動内容、特色や強み、課題などについての報告がありました。3つの法人の共通の課題として、安定した財源と人材の確保、そしてその人材をいかに育てるか人材育成が大きな課題であり目標でもあるとのお話と、それに対応する計画や仕組みを検討しているとの報告がありました。悩みや課題はどこも同じですが、対応策を聞きながら励ましをいただいた思いがしました。

第2分科会 《キャッシュレスと実務で抱えている課題》の参加報告

地域権利擁護事業（日常生活自立支援事業）で関わっている3つの社協からの実践報告がありました。過疎化が進む小規模な市町にも全国共通の金銭トラブルが発生していることがよくわかりました。地権も金銭管理に対して何らかの課題のある方の利用となります。まずは、今の生活を優先し、それが落ち着いてきて、過去の生活を片づけ（負債などの整理）、そして、今後も本人と関わっていくための未来の生活に備えるお金を考えて行くこと。成年後見も受任してから亡くなられるまでの時間は長いことが多いです。時間軸で本人の生活を一緒に考えていく必要があると改めて感じることができました。

守山市地域包括支援センターの思い



守山市では、南部・中部・北部の3つの日常生活圏域に、それぞれの地域包括支援センター（以降支援センター）を設置し、市内の社会福祉法人が市から事業を受託し運営をしています。地域ごとに特色があり、そこに生まれる地域の力（地域力）はもちろんのこと、課題や困りごとも様々です。各圏域の包括支援センターではそんな地域のみなさんと「寄り添い、ともに考える」ことを大切に活動しています。

日々、支援センターにご相談いただく内容は多岐に渡りますが、どんな内容であってもその背景にはお一人お一人の「生活者」としての「わたしの暮らし」があり、「誰かと同じ」ものではありません。嫌なことは嫌と言えること、自分に起こる不利益は阻止できること、自分が得る利益を求めるることは、ご本人にとって当然の権利であり、私たちは、この権利を守るために手伝いをさせていただいていると思っています。また、この活動に携わる上で、中核機関としての役割を担っているもだまさんとの連携は欠かせないものになっており、大変心強く思っています。成年後見制度の利用が必要な方の支援にあっては、ご本人からのバトンを支援センターが受け取り、支援者間で相談し、そして、もだまさんに相談し制度利用へと繋いでもらっているというイメージです。

本人の思いや生活の質を大切にした支援を通して、「那人」のことを一緒に考える支援者が増え、そして支援チームができることで支援の可能性が拡がります。わたしたち地域包括支援センターは地域の中で誰かと誰かを繋げ、支援の輪を広げていく、そんな機関であることを目指しています。

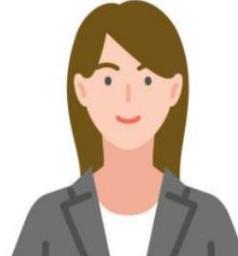
お近くの地域包括支援センターにご相談ください。



北部地区地域包括支援センター
(河西・速水・中州学区)



中部地区地域包括支援センター
(吉見・玉津学区)



南部地区地域包括支援センター
(守山・小津学区)

(所長 大西)

(所長 山口)

(所長 渕田)

地域包括支援センターは、高齢者の介護・福祉・健康・医療などさまざまな悩み事や問題に対して相談支援を行う機関です。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるよう保健師・社会福祉士・ケアマネージャーなどが連携しながらご家族や地域のみなさまと一緒に支援を行っています。

～守山市ホームページより～



2025年度 出張相談会のご案内

栗東会場

日時：R7年12月15日(月)

13:30～16:00

会場：栗東市役所 2階 第2会議室

守山会場

日時：R8年1月16日(金)

13:30～16:00

会場：守山市役所 2階 防災会議室



今年度の相談会は残すところ2回となりました。
お住まいの場所に関係なく、お気軽にご相談ください。(予約不要です)



高齢者・障がい者なんでも相談会のご案内

開催日時：2025年11月29日(土) 13:30～16:30

会場：コミュニティセンターやす

野洲市小篠原2142番地（野洲文化小劇場隣）

対象者：湖南4市（草津市・守山市・栗東市・野洲市）にお住まいの方

※湖南4市からの受託事業「成年後見制度利用促進事業」の一環として開催します。

※高齢者の方や障害のある方、そのご家族、福祉現場等で支援している方々が抱えておられる

悩み、心配事、不安を何でもご相談ください。

※その場で解決できない相談は、適切な機関をご紹介します。

※弁護士・司法書士・社会福祉士・社会保険労務士などの専門職がご相談をお受けします。

もだまでは、後見業務や委託事業（相談・支援業務）を担っていただく相談員1名（正規職員）を募集しています。

- ・勤務時間は、9時から17時
- ・相談員は、キャリア形成のため45歳までの方としています
- ・社会福祉士資格有りの方
- ・休日は、土日祝・GW・年末年始・夏季休暇です

その他詳細についてはもだまにお問い合わせください。お待ちしております。

正社員を
募集しています！



「もだま」の活動趣旨にご賛同いただける方を募集しています。
個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちいたしております。



●正会員年会費●
個人1口 3,000円
団体1口 10,000円

●賛助会員会費●
個人1口 2,000円
団体1口 5,000円

※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡をお願いします。

TEL:077-598-0246 FAX:077-598-0888 E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp